

別表第1 (第2条関係)

<h2 style="margin: 0;">雇用通知書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">.....様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">社会福祉法人師勝福社会 セルプしかつ</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">施設長 印</p> <p style="margin: 10px 0;">あなたを雇用するに当たっての労働条件は、次のとおりです。</p>				
雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
労働場所	北名古屋市六ツ師山の神92番地 社会福祉法人師勝福社会 セルプしかつ			
労働の内容				
始業・終業時刻及び休憩時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 [うち休憩時間 分]			
休日等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日及び土曜日 ・ 12月29日から翌年の1月3日まで ・ その他社会福祉法人師勝福社会臨時職員就業規則（以下「就業規則」という。）に定めるところによる。 			
所定外労働等	所定外労働	有 ・ 無	休日労働	有 ・ 無
休暇	<ol style="list-style-type: none"> 1 年次有給休暇 就業規則に定めるところによる。 2 特別休暇 就業規則に定めるところによる。 3 その他の休暇 就業規則に定めるところによる。 			
賃金	1 基本賃金 月給 ・ 日給 ・ 時間給 [円]			

賃 金	<p>2 諸 手 当</p> <p>(1) 通 勤 手 当 社会福祉法人師勝福祉会給与規程（以下「給与規程」という。）に定めるところによる。</p> <p>(2) 期末勤勉手当 給与規程に定めるところによる。</p> <p>(3) 退 職 金 給与規程に定めるところによる。</p> <p>3 所定外労働に対する割増率 給与規程に定めるところによる。</p> <p>4 賃金の計算期間 月の1日から末日まで</p> <p>5 賃金支給日 毎月翌月の10日</p> <p>6 賃金支払い時の控除 社会保険料・所得税・住民税・その他</p>
そ の 他	<p>1 出勤の際は、出勤簿に押印をしなければならない。</p> <p>2 施設の目的の達成のため、誠実に職務を遂行して、業務の正常な運営を図るとともに、職場秩序の保持に努めなければならない。</p> <p>3 通所者及びその保護者等に対しては、常に親切丁寧な態度で接し、通所者等に不安と不信の念を起ささせてはならない。</p> <p>4 施設の名誉又は信用を傷つける行為をしてはならない。</p> <p>5 職務上知り得た秘密事項及び通所者等の不利益となる事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>6 労働時間中は、職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れてはならない。</p> <p>7 病気その他やむを得ない事由により、遅刻、早退又は欠勤をするときは、事前に申し出て許可を受けなければならない。</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 退職を願い出て承認されたとき。</p> <p>(3) 雇用期間が満了したとき。</p> <p>9 安全衛生に関する法令及び施設の指示を守り、災害の防止及び疾病の予防に努めなければならない。</p> <p>10 災害の発生又はその危険を知ったときは、その状況に応じ臨機の措置をとるとともに、直ちに関係責任者に報告し、その指示によって行動しなければならない。</p> <p>11 業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、労働基準法（昭和22年法律第50号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより補償する。</p>